

# 第6回 清掃工場整備計画に関する検証委員会

## 次 第

日 時：令和7年8月7日（木）16時～18時

場 所：東京区政会館 19階 191会議室

### 1. 開 会

### 2. 議 事

**諮問事項1：清掃一組及び清掃主管部長会が作成したごみ量推計の  
妥当性の検証**

(1) 削減効果別ごみ量推計と清掃工場の焼却能力との比較

**諮問事項2：清掃主管部長会で検討したごみ減量施策以外の新たな  
ごみ減量施策の検討**

(2) 23区が一斉に実施する3つのごみ減量施策案の課題・懸念点とその方策  
について

(3) 23区推計における年度別削減効果について

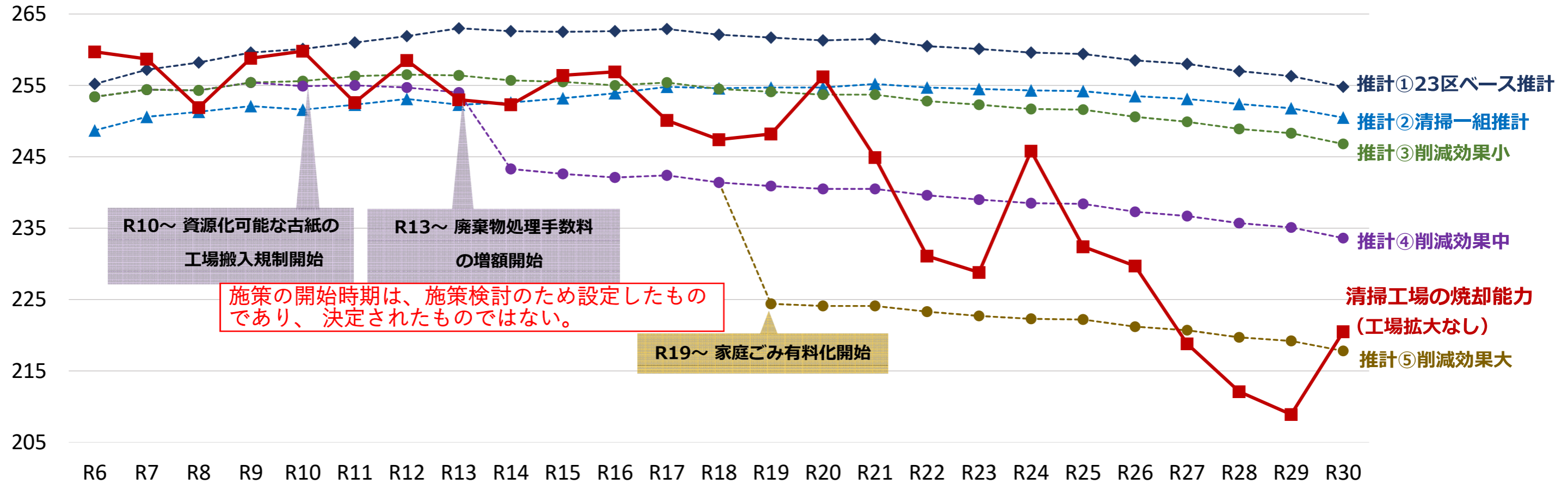
### 3. 閉 会

#### < 配付資料 >

資料 1	削減効果別ごみ量推計と清掃工場の焼却能力との比較
資料 2 - 1	可燃ごみ収集・古紙回収の流れ
資料 2 - 2 ~ 4	23区が一斉に実施するごみ減量施策案（3 施策）
資料 3	23区推計 ステップ 1・2 における年度別削減効果
参考資料	松藤委員提出資料

- ◆推計①23区のごみ量ベース推計
- ▲推計②清掃一組のごみ量ベース推計
- 推計③削減効果小(能力拡大幅大)：23区それぞれごみ減量施策を実施した場合
- 推計④削減効果中(能力拡大幅中)：推計③に加え「古紙の工場搬入規制」、「廃棄物処理手数料増額」を23区が一斉に実施した場合
- 推計⑤削減効果大(能力拡大幅小)：推計④に加え「家庭ごみの有料化」を23区が一斉に実施した場合
- 清掃工場の焼却能力(工場拡大なし)

[万トン/年]



●ごみ量推計・焼却能力との差 数値一覧

[単位：万トン/年]

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
推計① 23区ベース推計	ごみ量	255.2	257.2	258.2	259.6	260.1	261.0	261.9	263.0	262.6	262.5	262.6	262.9	262.1	261.7	261.3	261.5	260.5	260.1	259.6	259.4	258.5	258.0	257.0	256.3	254.8
	焼却能力との差	4.5	1.5	△ 6.3	△ 0.8	△ 0.3	△ 8.4	△ 3.4	△ 10.0	△ 10.3	△ 6.1	△ 5.7	△ 12.8	△ 14.7	△ 13.5	△ 5.1	△ 16.6	△ 29.4	△ 31.3	△ 13.8	△ 27.0	△ 28.8	△ 39.2	△ 44.9	△ 47.4	△ 34.3
推計② 清掃一組推計	ごみ量	248.7	250.6	251.3	252.1	251.6	252.3	253.1	252.3	252.6	253.2	253.9	254.8	254.6	254.7	254.7	255.2	254.7	254.5	254.3	254.2	253.5	253.1	252.4	251.8	250.5
	焼却能力との差	11.0	8.1	0.6	6.7	8.2	0.3	5.4	0.7	△ 0.3	3.2	3.0	△ 4.7	△ 7.2	△ 6.5	1.5	△ 10.3	△ 23.6	△ 25.7	△ 8.5	△ 21.8	△ 23.8	△ 34.3	△ 40.3	△ 42.9	△ 30.0
推計③ 削減効果小	ごみ量	253.4	254.4	254.3	255.4	255.6	256.3	256.5	256.4	255.7	255.5	255.0	255.4	254.5	254.1	253.7	253.7	252.8	252.3	251.7	251.6	250.6	249.9	248.9	248.3	246.8
	焼却能力との差	6.3	4.3	△ 2.4	3.4	4.2	△ 3.7	2.0	△ 3.4	△ 3.4	0.9	1.9	△ 5.3	△ 7.1	△ 5.9	2.5	△ 8.8	△ 21.7	△ 23.5	△ 5.9	△ 19.2	△ 20.9	△ 31.1	△ 36.8	△ 39.4	△ 26.3
推計④ 削減効果中	ごみ量	253.4	254.4	254.3	255.4	254.9	255.0	254.7	254.0	243.3	242.6	242.1	242.4	241.4	240.9	240.5	240.5	239.6	239.0	238.5	238.4	237.3	236.7	235.7	235.1	233.6
	焼却能力との差	6.4	4.4	△ 2.3	3.4	4.9	△ 2.4	3.8	△ 1.0	9.0	13.8	14.8	7.7	6.0	7.3	15.7	4.4	△ 8.5	△ 10.2	7.3	△ 6.0	△ 7.6	△ 17.9	△ 23.6	△ 26.2	△ 13.1
推計⑤ 削減効果大	ごみ量	253.4	254.4	254.3	255.4	254.9	255.0	254.7	254.0	243.3	242.6	242.1	242.4	241.4	224.4	224.1	224.1	223.3	222.7	222.3	222.2	221.2	220.7	219.7	219.2	217.8
	焼却能力との差	6.4	4.4	△ 2.3	3.4	4.9	△ 2.4	3.8	△ 1.0	9.0	13.8	14.9	7.8	6.0	23.8	32.1	20.8	7.8	6.1	23.5	10.2	8.5	△ 1.9	△ 7.6	△ 10.3	2.7
清掃工場の焼却能力		259.7	258.7	251.9	258.8	259.8	252.6	258.5	253.0	252.3	256.4	256.9	250.1	247.4	248.2	256.2	244.9	231.1	228.8	245.8	232.4	229.7	218.8	212.1	208.9	220.5

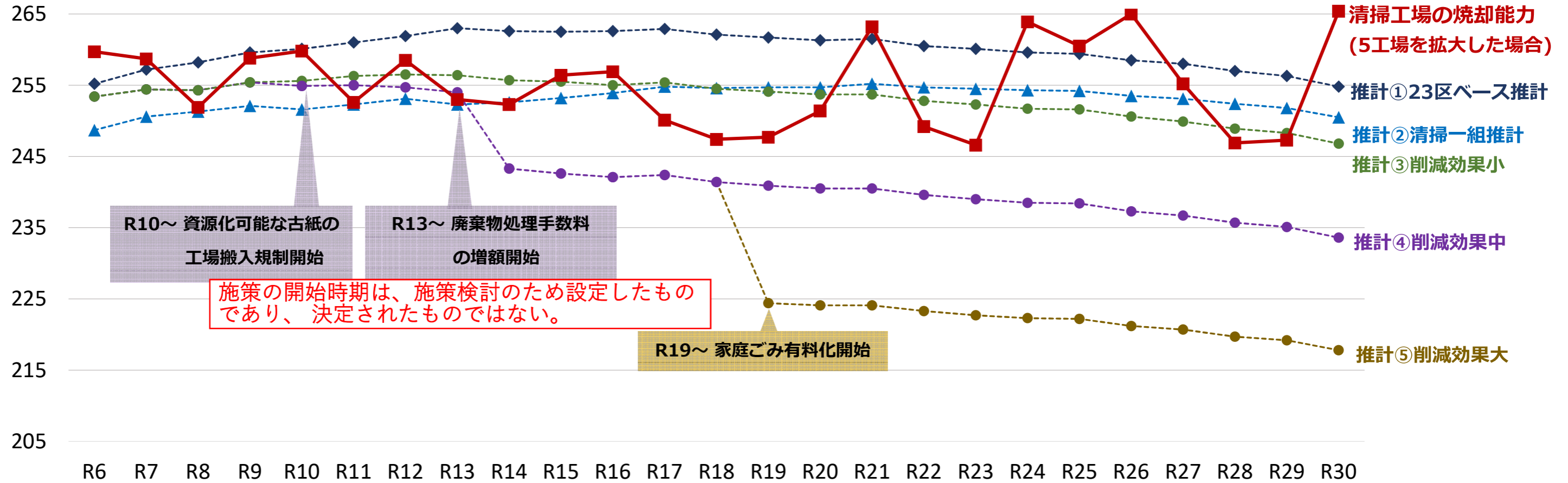
# 削減効果別ごみ量推計と清掃工場の焼却能力との比較【工場拡大有り】

※記載内容は検証委員会開催時点のものであり、第6次一廃計画(原案)の記載内容とは異なる。

(\*)敷地面積等の制約から、施設規模の拡大が可能な清掃工場は、現在使用していない灰溶融炉を焼却炉へ転換可能な以下の5工場である。  
 ●板橋…1,000トン(400トン拡大)  
 ●多摩川(大田区)…600トン(300トン拡大)  
 ●足立…1,000トン(300トン拡大)  
 ●品川…1,000トン(400トン拡大)  
 ●葛飾…900トン(400トン拡大)  
 合計 1,800トン拡大

- ◆推計①23区のごみ量ベース推計
- ▲推計②清掃一組のごみ量ベース推計
- 推計③削減効果小(能力拡大幅大): 23区それぞれごみ減量施策を実施した場合
- 推計④削減効果中(能力拡大幅中): 推計③に加え「古紙の工場搬入規制」、「廃棄物処理手数料増額」を23区が一斉に実施した場合
- 推計⑤削減効果大(能力拡大幅小): 推計④に加え「家庭ごみの有料化」を23区が一斉に実施した場合
- 清掃工場の焼却能力(5工場拡大(\*)した場合)

[万トン/年]



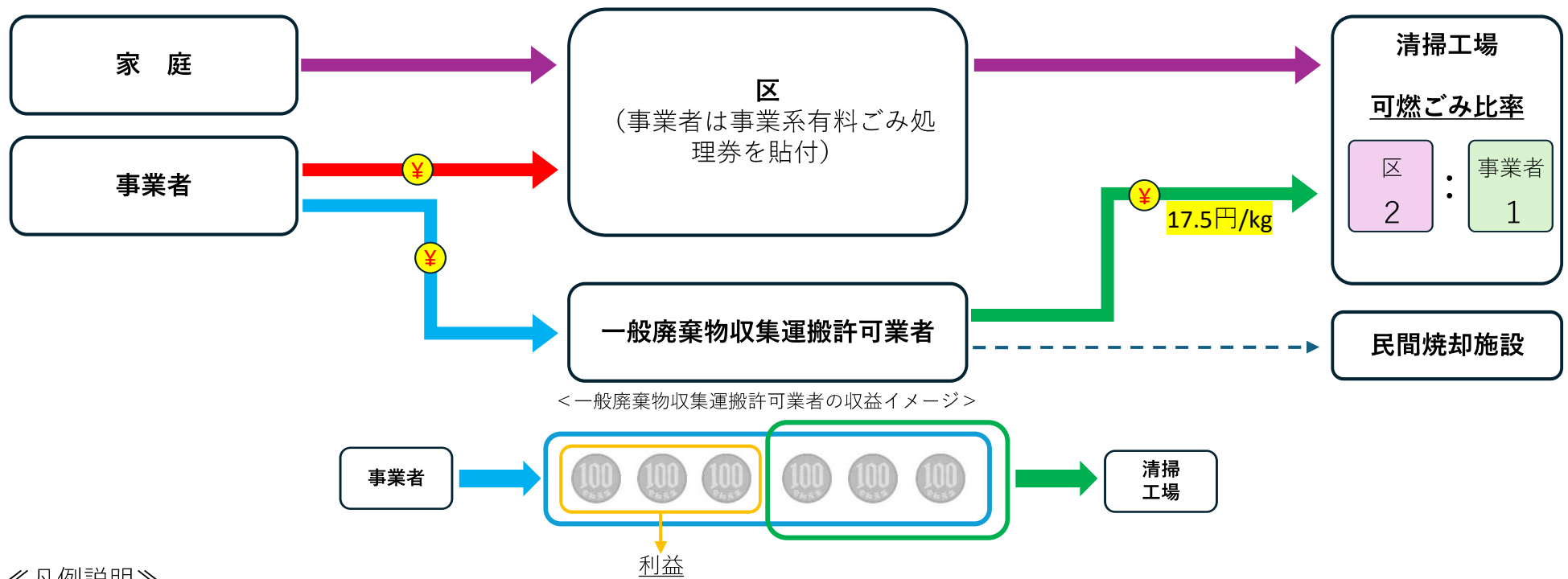
●ごみ量推計・焼却能力との差 数値一覧

[単位: 万トン/年]

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
推計① 23区ベース推計	ごみ量	255.2	257.2	258.2	259.6	260.1	261.0	261.9	263.0	262.6	262.5	262.6	262.9	262.1	261.7	261.3	261.5	260.5	260.1	259.6	259.4	258.5	258.0	257.0	256.3	254.8
	焼却能力との差	4.5	1.5	△ 6.3	△ 0.8	△ 0.3	△ 8.4	△ 3.4	△ 10.0	△ 10.3	△ 6.1	△ 5.7	△ 12.8	△ 14.7	△ 14.0	△ 9.9	1.7	△ 11.3	△ 13.5	4.3	1.1	6.5	△ 2.8	△ 10.1	△ 9.0	10.6
推計② 清掃一組推計	ごみ量	248.7	250.6	251.3	252.1	251.6	252.3	253.1	252.3	252.6	253.2	253.9	254.8	254.6	254.7	254.7	255.2	254.7	254.5	254.3	254.2	253.5	253.1	252.4	251.8	250.5
	焼却能力との差	11.0	8.1	0.6	6.7	8.2	0.3	5.4	0.7	△ 0.3	3.2	3.0	△ 4.7	△ 7.2	△ 7.0	△ 3.3	8.0	△ 5.5	△ 7.9	9.6	6.3	11.5	2.1	△ 5.5	△ 4.5	14.9
推計③ 削減効果小	ごみ量	253.4	254.4	254.3	255.4	255.6	256.3	256.5	256.4	255.7	255.5	255.0	255.4	254.5	254.1	253.7	253.7	252.8	252.3	251.7	251.6	250.6	249.9	248.9	248.3	246.8
	焼却能力との差	6.3	4.3	△ 2.4	3.4	4.2	△ 3.7	2.0	△ 3.4	△ 3.4	0.9	1.9	△ 5.3	△ 7.1	△ 6.4	△ 2.3	9.5	△ 3.6	△ 5.7	12.2	8.9	14.4	5.3	△ 2.0	△ 1.0	18.6
推計④ 削減効果中	ごみ量	253.4	254.4	254.3	255.4	254.9	255.0	254.7	254.0	243.3	242.6	242.1	242.4	241.4	240.9	240.5	240.5	239.6	239.0	238.5	238.4	237.3	236.7	235.7	235.1	233.6
	焼却能力との差	6.4	4.4	△ 2.3	3.4	4.9	△ 2.4	3.8	△ 1.0	9.0	13.8	14.8	7.7	6.0	6.8	10.9	22.7	9.6	7.6	25.4	22.1	27.7	18.5	11.2	12.2	31.8
推計⑤ 削減効果大	ごみ量	253.4	254.4	254.3	255.4	254.9	255.0	254.7	254.0	243.3	242.6	242.1	242.4	241.4	224.4	224.1	224.1	223.3	222.7	222.3	222.2	221.2	220.7	219.7	219.2	217.8
	焼却能力との差	6.4	4.4	△ 2.3	3.4	4.9	△ 2.4	3.8	△ 1.0	9.0	13.8	14.9	7.8	6.0	23.3	27.3	39.1	25.9	23.9	41.6	38.3	43.8	34.5	27.2	28.1	47.6
清掃工場の焼却能力		259.7	258.7	251.9	258.8	259.8	252.6	258.5	253.0	252.3	256.4	256.9	250.1	247.4	247.7	251.4	263.2	249.2	246.6	263.9	260.5	265.0	255.2	246.9	247.3	265.4

# ●可燃ごみ収集の流れ

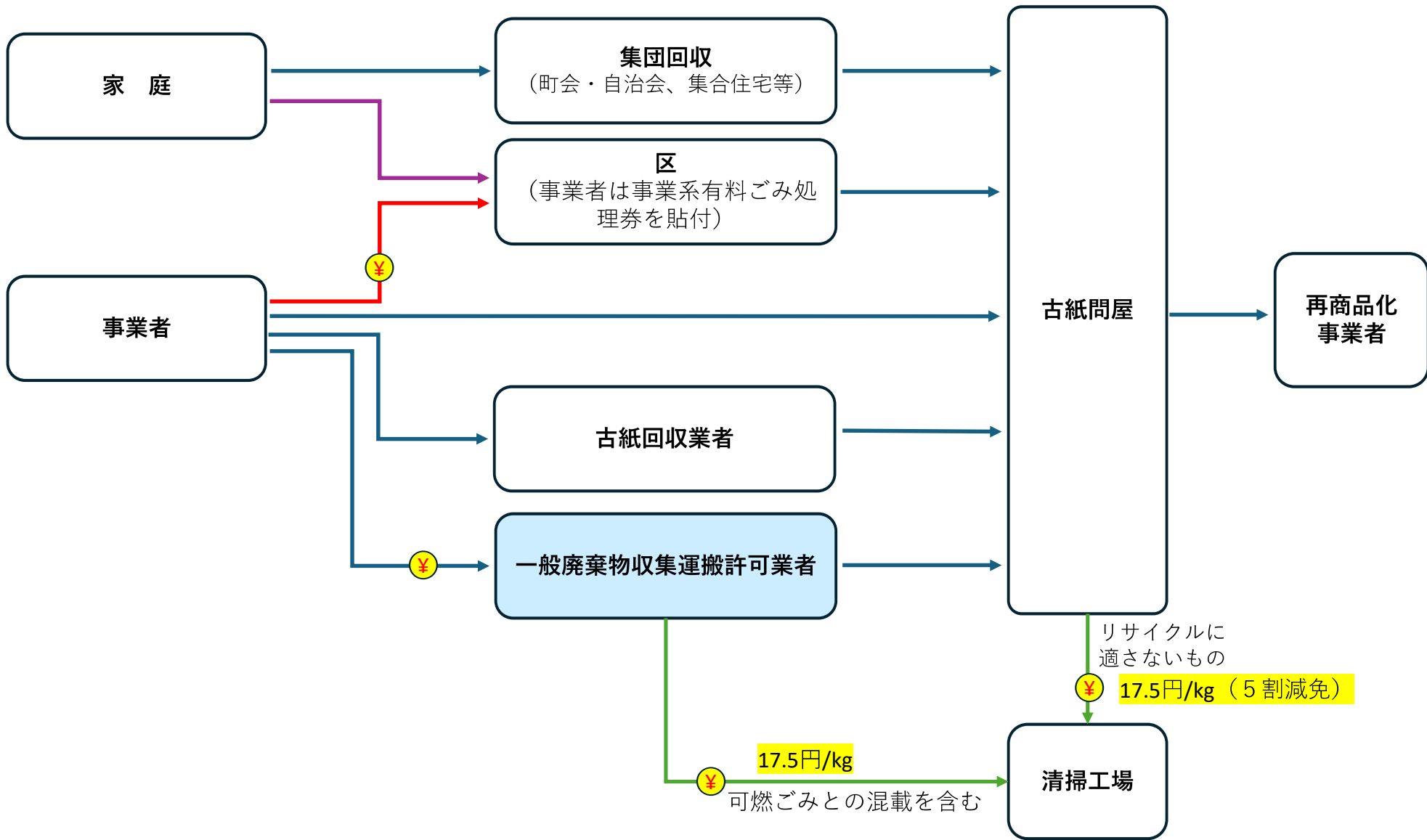
資料 2 - 1



## 《凡例説明》

- **紫色** 家庭ごみを対象にした区による一般的な収集。
- **赤色** 事業系が区の収集に排出する際には、袋の容量に応じた事業系有料ごみ処理券を貼付しなければならない。但し、一度に排出できる量は限られており小規模事業者を想定している。（参考：87円/10L、174円/20L、391円/45L）
- **緑色** 事業者が東京二十三区清掃一部事務組合が管理運営する清掃工場に搬入する場合には、処理手数料17.5円/kgの費用が掛かる。
- **青色** 排出事業者から一般廃棄物収集許可業者に運搬を依頼。区が条例で定める手数料額（46円/kg）を超えてはならない（23区共通）。（廃棄物処理法第7条12項）

# ●古紙（新聞紙、雑誌、段ボール、雑紙など）回収の流れ



# 23区が一斉に実施するゴミ減量施策案「資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制」

資料 2-2

## 1 事業概要（スキーム）

### ● 資源化可能な事業系古紙の工場搬入規制とは

事業系ごみのなかで多くの割合を占める紙類（全体の約48%）のうち、資源化可能な紙類の清掃工場への搬入を規制することで、事業系可燃ごみの削減につながるだけでなく、古紙のリサイクルに一層注力することになる。この結果、より効率的な資源循環が実現し、環境負荷の低減につながる。

### ❖ 実施手法案

#### ● 条例・規則の改正

各区及び清掃一組の条例・規則・一般廃棄物処理基本計画等に事業系古紙の搬入を規制する旨を規定するとともに、各事業者に対し周知・啓発を実施

## 2 開始時期

令和7年8月時点の検討資料であり、内容が決定されたものではない。

**開始時期：令和10年4月**

### ● 開始時期設定の理由

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

- ・開始までに最短で、3年間（検討・準備・事前周知に各1年）を要すると想定した。

## 3 削減効果

### 持込ごみ削減量

#### 年度ごとの削減量（ベース推計から差し引く量）

R10 : 6,701トン	}	(前年比+6,701トン)
R11 : 13,402トン		
R12 : 18,312トン	}	(前年比+4,910トン)
R13 : 23,222トン		
R14 : 28,132トン		
R15 : 33,042トン		
R16 : 33,569トン	}	(前年比+526.75トン) ※小数点以下四捨五入
R17 : 34,096トン		
R18 : 34,622トン		
R19 : 35,149トン		
R20~R30 : 毎年、35,149トン削減		

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

前年比の伸びについては、年度が増すごとに資源化する古紙量が減っていくこと・取り組みを行う新たな事業者の数が減っていくことを理由に、鈍化していく想定である。（参考自治体の事例を参考）

他自治体・参考自治体名称は非公表としている。

※参考自治体公表の「資源化可能物の排出割合との比較」の減量率を参考に乘じて上記を算出

## 4 実施にあたっての課題・懸念点

- ①古紙排出事業者への啓発
- ②不適正排出（資源化可能な古紙の工場搬入）の対応
- ③許可業者や東京廃棄物事業協同組合との関係性
- ④清掃一組が実施する搬入物検査との整合性
- ⑤有料ごみ処理券を使用した事業者との公平性
- ⑥古紙関係団体との関係性の強化の必要性
- ⑦自区で用意するストックヤードの運用
- ⑧事業開始まで短期間での周知・説明等の対応が必要

## 5 実施までの流れ

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

令和7年度

課長会の分科会で制度設計・関係団体への事前周知・説明

令和8～9年度

搬入禁止実施年度等の周知を開始、各区と清掃一組が連携して、各区の事業者に対し、周知・説明・立入指導を実施

令和10年度

資源化可能な古紙の搬入規制開始

### ① 古紙排出事業者への啓発 ⑧ 事業開始まで短期間での周知・説明等の対応が必要

#### ■ 課題

実施にあたり、古紙排出事業者に対し、丁寧な説明が必要になる。

#### ■ 方策

- ・ 啓発用印刷物を作成し、古紙収集業者を通じて排出事業者へ周知
- ・ 啓発用動画を作成し、排出事業者向けに視聴を勧奨

#### ■ 懸念点

どのような手法が効果的か検討する必要がある。  
事業開始まで、短期間での周知・説明等の対応が必要である。

### ② 不適正排出（資源化可能な古紙の工場搬入）の対応

#### ■ 課題

規制後の資源化可能な古紙の搬入が想定されるため、指導監督の強化が必要になる。

#### ■ 方策

清掃事務所指導体制を増強し、不適正排出事業者への指導を強化。

#### ■ 懸念点

各区条例で事業者はごみ減量、資源化の責務があるとしているが、排出体制が十分に構築されていない状況である。

### ③ 許可業者や東京廃棄物事業協同組合との関係性

#### ■ 課題

古紙搬入規制に伴い、人員機材の増強が困難であることが想定される。

#### ■ 方策

- ・ 事業者の人員機材を含めた体制整備や、排出事業者との調整が生じるため、早めの情報提供と協議を進めていく必要がある。

### ④ 清掃一組が実施する搬入物検査との整合性

#### ■ 課題

清掃一組が工場で実施している搬入物検査との整合性を図る必要がある。

#### ■ 方策

清掃一組排出指導担当から各区の清掃事務所事業系ごみ指導担当へ情報提供を実施し、適正排出の実効性を確保する。

#### ■ 懸念点

現在の検査体制を増強するため、検査を受託する事業者の確保が必要となる。

### ⑤ 有料ごみ処理券を使用した事業者との公平性

#### ■ 課題

有料ごみ処理券の使用等、不適正な排出を行う事業者に対する指導の強化が必要。

#### ■ 方策

清掃事務所の排出指導を行う職員を増強し、区収集への不適正排出事業者に対する指導を強化（2人1組で実施）

#### ■ 懸念点

- ・古紙回収は全ての区が業務委託により実施しているが、指導業務は区の権限のため、委託事業者は資源回収時に指導ができない。そのため、指導は現場の報告後を受けた後となるので、タイムラグが生じてしまう。
- ・区のごみ収集に関しても、民間業者に収集の人員を供給させている場合、指導業務は区の権限となり、民間業者ではごみ収集時に指導できないため、指導は現場の報告を受けた後となるので、迅速な効果的指導の確保が課題となる。

### ⑥ 古紙関係団体との関係性の強化の必要性

#### ■ 課題

主に小規模事業者などリサイクル業者への自主的な持込が困難な排出事業者の古紙をリサイクル業者が収集運搬できる体制の構築が必要。

#### ■ 方策

各区のリサイクル事業協同組合の回収実績に応じて区が支援金を助成することにより小規模事業者の回収を確保する。

#### ■ 懸念点

1事業者当たりの排出量が少なく効率が悪いいため、行政の財政的支援がないと事業が成り立たない。

### ⑦ 自区で用意するストックヤードの運用

#### ■ 課題

各区で古紙の積み降ろしができるストックヤードを整備する必要がある。

#### ■ 方策

排出事業者が利用できる古紙持込ステーションを区内全域に整備する。

#### ■ 懸念点

- ・地域バランスに配慮した施設の場所の確保が難しい。

# 23区が一斉に実施するゴミ減量施策案「廃棄物処理手数料の増額」

令和7年8月時点の検討資料であり、内容が決定されたものではない。

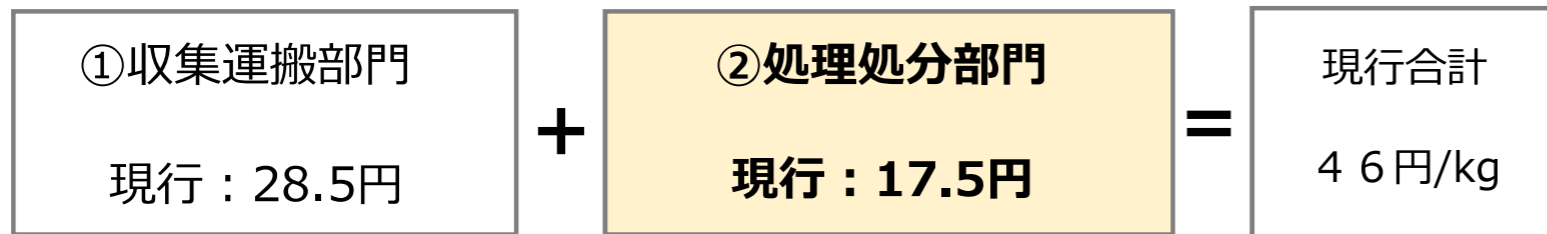
資料 2-3

## 1 事業概要（スキーム）

### ● 廃棄物処理手数料とは

- 事業者が経済活動により排出する事業系一般廃棄物を、23区の清掃工場に搬入させ、処理する場合、処理手数料を徴収している。
- 処理手数料は、事業者に対し23区と清掃一組が負担するゴミ処理費用に対する応分の負担を課す手数料であり、以下のとおり①収集運搬部門、②処理処分部門の2つの部門がある。

※区収集事業系ごみは①+②、持込ごみは②の費用のみが課される。

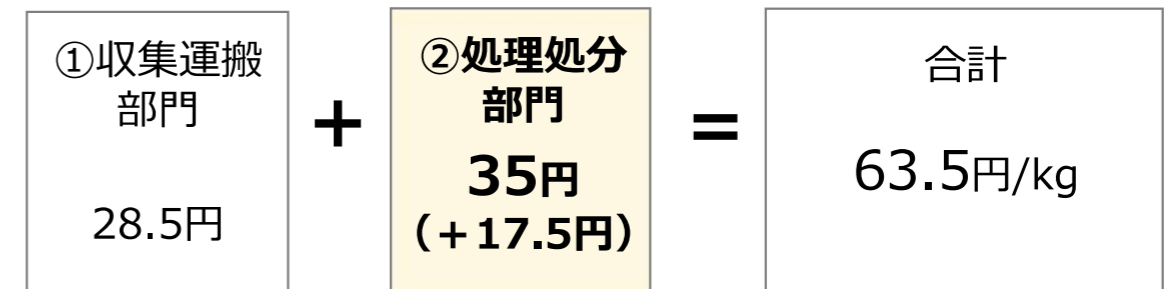


都内の一部の市部では②処理処分部門の手数料を2倍にすることで、増額後2年目以降に持込ごみ量が1割削減された実績がある。手数料を増額することで、持込ごみの減量につなげていく。

### ● 手数料の改定

改定案：都内の市部と同程度の金額に増額する。

<増額例>



本改定にあたっては、手数料原価の算定方式の変更が必要である。

※増額にあたっては、手数料原価に現状は算定されていない施設整備経費（建替工事に係る債務負担が始まり分担金に反映される分）を加えるなども考えられる。

※この増額例は例示であり、収集運搬部門の増額可否も含め今後改定内容の検討・原価を算出した上で、改定額を設定する。

## 2 開始時期

開始時期：令和13年10月

### ● 開始時期設定の理由

- 特別区の廃棄物処理手数料は、特別区長会決定の改定ルール（平成17年11月16日、平成22年3月16日、令和3年6月16日）により決定している。
- 同ルールにおいて改定周期を4年としており、次回改定は令和9年10月であるが一定程度の検討・準備期間が必要であるため、次々回改定年度を開始年度とした。

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

## 3 削減効果

持込ごみ 10%削減（令和14年4月以降）

### ● 削減率の考え方

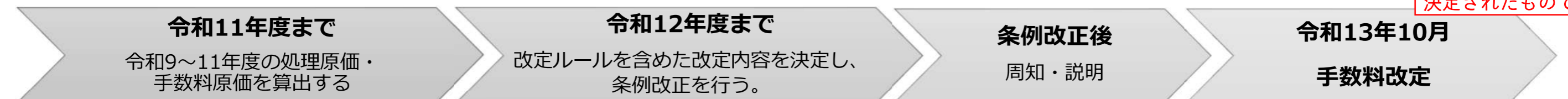
都内市部の実績を参考に設定（②処理処分手数料を増額することで2か年目以降にごみ量は1割削減）

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

## 4 実施にあたっての課題・懸念点

- ①特別区長会で定めた手数料原価に関する現行ルールの変更
- ②ごみ処理券を利用している中小零細排出者への配慮の必要性
- ③関係事業者団体に対する丁寧な説明、意見聴取
- ④その他

## 5 実施までの流れ



開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

## ① 特別区長会で定めた手数料原価に関する現行ルールの変更

## ■ 課題

処理処分部門手数料を現行の17.5円/kgから都内の市部と同程度の金額に増額するには現行の算定方式を見直す必要がある。

## ■ 方策

処理処分部門手数料は、以下①～③の観点から処理原価を基本とした見直しを行う。

- ① 排出者責任の原則に基づく受益者負担の適正化
- ② 排出者にとって分かりやすく納得できる算出根拠
- ③ リサイクル料金を上回る金額

処理原価算定方式（処理原価をそのまま手数料額とする算定方式）に基づく推計の結果、令和13年10月の処理処分部門手数料は、32.5～40.5円/kgとなる見込み。

## ■ 懸念点

- ・ 処理原価算定方式では、ごみ量が減少すると単位あたりの原価が上昇するという課題がある。
- ・ そのため、現行の4年に1度手数料額を改定するルールの見直しや、現行算定方式に資産維持費を加える等の案を合わせて検討する。

## ② ごみ処理券を利用している中小零細排出者への配慮の必要性(1/2)

## ■ 課題

廃棄物処理手数料を増額すると、小規模排出事業者が区収集利用時に貼付する有料ごみ処理券も増額されることとなり、負担が大きい。

## ■ 方策

小規模排出事業者の廃棄物処理手数料を改定後の金額から減額措置した場合、許可業者より区収集が費用面で優位になる恐れがあり、区収集へ誘導しかねない。

従って、手数料額の改定後、改定前の有料ごみ処理券が使用できる猶予期間を延長する等、経過措置の導入が考えられる。

## ■ 懸念点

公平性やコスト等を踏まえ、経過措置を検討する必要がある。

## ② ごみ処理券を利用している中小零細排出者への配慮の必要性(2/2)

## ■ 課題

23区における事業系可燃ごみのうち、最も排出量の多い厨芥類については資源化ルートが確立されていないため、飲食店をはじめとした事業者負担の観点から検討が必要である。

## ■ 方策

事業系古紙の搬入規制により紙類が削減されると厨芥類の処理が課題となる。

23区内の食品リサイクル法に規定する登録再生利用事業者を活用する等、リサイクルルートに誘導することで持込ごみの削減が期待できる。

手数料改定予定の前年度から小規模排出事業者等の厨芥類をリサイクルルートに誘導するための支援が考えられる。

## ■ 懸念点

- ・ 23区内の登録再生利用事業者数は7事業者のみである。
- ・ 小規模排出事業者等にリサイクルルートを紹介できるよう、受け皿確保（広域的対応として国・東京都に要請する等）が必要。

## ③ 関係事業者団体に対する丁寧な説明、意見聴取(1/2)

## ■ 課題

収集運搬事業者から、処理処分部門の増額だけでなく、収集運搬部門の手数料増額または手数料規程廃止の要望がある。

## ■ 方策

現行算定方式による推計の結果、収集運搬部門手数料はR9.10に33.5円/kg、R13.10に42.5～43.0円/kgとなる見込み。

## ■ 懸念点

- ・方策に記載のとおり、現行算定方式のままでも収集運搬部門手数料は増額する見込みであるが、収集運搬事業者が主張する処理原価と23区が条例で規定する収集運搬部門手数料との算定方式の違いから生じる乖離は解消されないため、引き続き検討する。

## ③ 関係事業者団体に対する丁寧な説明、意見聴取(2/2)

## ■ 課題

排出事業者及び一般廃棄物処理業者に対して、廃棄物処理手数料の大幅な増額への理解を得る必要がある。

## ■ 方策

廃棄物処理手数料増額について事業者に意見聴取を行う。意見聴取は令和8年2月及び令和12年2月を予定している。処理原価を基本とした算定方式に見直す場合、より丁寧な説明が必要になることから、意見聴取時期の前倒しや回数増、説明会の開催及び啓発用動画の制作等を行う。

## ■ 懸念点

- ・どのような手法が効果的か検討する必要がある。

## ④ その他〔区民負担の増（粗大ごみ・臨時ごみ処理費増額）〕（1/2）

## ■ 課題

粗大ごみ処理費は廃棄物処理手数料を基に料金を設定しているため、手数料増額により区民の金銭的負担が増加する。

## ■ 方策

区民の金銭的負担が増加するため、区民への配慮について検討する必要がある。

## ■ 懸念点

粗大ごみ処理費は、各区で料金設定するため、区民配慮の対応が区ごとに異なる可能性がある。

## ④ その他〔区民負担の増（粗大ごみ・臨時ごみ処理費増額）〕（2/2）

## ■ 課題

家庭から排出される臨時ごみ・多量排出ごみの処理費は廃棄物処理手数料を基に料金を設定しているため、手数料増額により区民の金銭的負担が増加する。

## ■ 方策

区民の金銭的負担が増加するため、区民への配慮について検討する必要がある。

## ■ 懸念点

家庭から排出される臨時ごみ・多量排出ごみの処理費は、各区で料金設定するため、区民配慮の対応が区ごとに異なる可能性がある。

# 23区が一斉に実施するごみ減量施策案「家庭ごみの有料化」

令和7年8月時点の検討資料であり、  
内容が決定されたものではない。

## 1 事業概要（スキーム）

区民が家庭からごみを排出する際、23区が指定する有料のごみ袋等を使用することにより、ごみの排出量に応じて、その処理費用の一部を負担してもらう。

### 実施手法案

- **収集方法** 集積所または戸別収集（\*1）
- **有料化の対象** 可燃ごみ・不燃ごみ
- **徴収方法** 指定袋による徴収（排出量単純比例型：ごみの排出量に応じて手数料を比例的に徴収する方式）

（\*1）収集方法は、集積所での収集の他に戸別収集があるが、区により集合住宅の数や狭小路地対応などの実情、および収集方法も異なることから、開始当初は統一手法ではなく、各区それぞれの手法での実施を想定

## 2 開始時期

**開始時期：令和19年4月**

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

### ● 開始時期設定の理由

- ・家庭ごみの有料化は区民負担が生じることから、資源化の促進などあらゆるごみの減量策を講じた上で実施するものと位置付ける。
- ・現在取り組まれている、プラスチック分別回収をR12年度末までに全区が実施すると仮定し、翌年R13年度から5年程度（有料化先行自治体の準備期間を参考）で準備を行う想定とする。
- ・循環型社会形成推進交付金の満額交付(\*2)には、R13年度以降に着工する清掃工場の竣工・稼働年度（R19年度）までに可燃ごみ処理の有料化を実施する必要がある（R6年9月環境省より通知）。

（\*2）有料化を実施しない場合、R2年度比でごみ量16%減が達成出来なければ交付金の一部減額や返納が必要

## 3 削減効果

**区収集ごみ(家庭ごみ) 10%削減 (令和19年度～)**

### ● 削減率の考え方

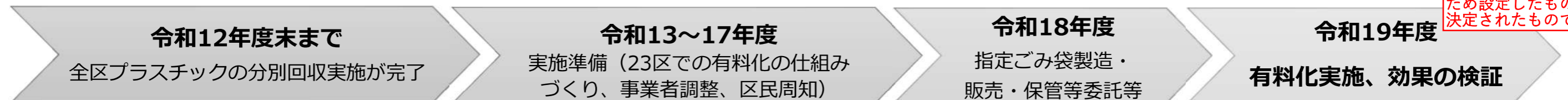
- ・導入済の自治体の実績を参考に設定
- ・手数料は1Lあたり1円を想定  
（削減効果は手数料の価格に比例→全国の平均的な価格である1円を想定）

開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

## 4 実施にあたっての課題・懸念点

- ①不適正排出への対応（資源への可燃ごみの混入など）
- ②不法投棄への対応（店舗ごみ箱への家庭ごみの排出など）
- ③有料化の手数料減免の実施（福祉的措置の必要性の検討など）
- ④大規模な集合住宅への対応（保管庫等へ排出するため指定ごみ袋で排出しない居住者が比較的発生しやすい、収集時取り残し対応等できるか、など）
- ⑤戸別収集に切り替える場合、雇上車両（ごみ収集委託業者が用意する車両）が不足する懸念がある。
- ⑥その他

## 5 実施までの流れ



開始時期は、施策検討のため設定したものであり、決定されたものではない。

## ①不適正排出への対応（資源への可燃ごみの混入など）

## ②不法投棄への対応（店舗ごみ箱への家庭ごみの排出など）

④大規模な集合住宅への対応  
（保管庫等へ排出するため指定ごみ袋で排出しない居住者が比較的発生しやすい、収集時取り残し対応等できるか、など）

## ■ 課題

指定袋以外による排出等、ルールを守らない排出者への対応、外国人居住者や転入者へ有料化やごみの分別等に関する周知を丁寧に行う必要がある。

## ■ 方策

- ・パトロール強化及び地元住民との連携強化を図る体制を構築する。
- ・指定袋取扱店の店舗数を確保する。
- ・増加する区の業務負担に対応するための人員増強を見込む。
- ・有料化やごみの分別区分等に関する情報の周知を行う。
- ・外国人居住者への対応として多言語広報を展開する。
- ・転入手続き時における説明や有料指定袋のサンプル提供を行う。
- ・条例を改正し、不適切な廃棄に対する罰則（※）を強化する。

※指定ごみ袋導入に係る不適正排出への対応として、指定ごみ袋を使用しないごみ出し（不適正排出）等を想定。

## ■ 懸念点

- ・各区の実施の有無、時期が異なる場合、未実施区の集積所への排出対策も課題。
- ・区は多様な居住形態への対応を余儀なくされる。
- ・住民の昼間の不在率の高さや、転出入多さ等への区への対応が複雑多岐に及ぶ。
- ・区が住民へのごみ排出指導の体制を確保する検討(清掃職員の退職不補充の見直しの可否)が十分ではない。
- ・家庭ごみが店舗等のごみ箱へ排出されることが懸念される。

## ③有料化の手数料減免の実施（福祉的措置の必要性の検討など）

## ■ 課題

経済的負担の軽減が必要な方を対象に手数料減免を検討する。

## ■ 方策

- ・現時点では、生活保護受給者に対し手数料の減免（有料袋の無料配布）を想定しているが、各区により手数料の減免対象者が違うことから、減額対象者をどこまで広げていくかは今後検討する。
- ・想定される減免対象者
  - ①生活保護等受給世帯
  - ②老齢福祉年金受給世帯
  - ③児童扶養手当又は特別児童扶養手当受給世帯
  - ④身体障害者手帳（1,2級）をお持ちの世帯かつ全員が非課税である世帯
  - ⑤精神障害者手帳（1,2級）をお持ちの世帯かつ全員が非課税である世帯
  - ⑥地域活動等のボランティアで清掃する場合

## ■ 懸念点

- ・現状、こうした手数料減免の対象者については、23区共通の運用を執るのか否か検討する必要がある。
- ・手数料減免申請の利便性を高める工夫が必要である。
- ・指定ごみ袋の配布方法には他部署の協力が必要である。
- ・先行自治体の事例に倣い、紙おむつの取り扱いについて、予算への影響や環境政策との整合性などの観点から慎重に検討されるべきである。

## ● 指定ごみ袋の配布の方法

生活保護担当部署等の各主管部署へ配布協力の依頼を想定している。また、先進自治体へのアンケート結果では、指定有料ごみ袋の管理や被対象者からの問い合わせへの対応などで業務量が増加した、との回答が多数あったので、主管部署とは十分な協議が必要である。なお、生活保護受給者や児童扶養手当受給者、障害者手帳(非課税)世帯等の主管部署との協議は、転入窓口と同様(それ以上)の業務負担増から難航することが懸念される。

## ⑤戸別収集に切り替える場合、雇上車両等が不足する懸念がある(1/2)

## ■課題 清掃車両委託経費増の検討

戸別収集を実施した場合の受託事業者への影響を検討する。

## ■方策

- ・家庭ごみ収集において97.3%の自治体が民間委託している(総務省調査)。過去からの経緯や現状のメリット維持のために現行の契約継続を前提とする。
- ・特別区が家庭ごみの有料化を戸別収集により実施した場合の影響については、先行自治体を参考に算出した一般的数値をもとに、契約台数（運転手付き車両契約台数）・作業員付（運転手と作業員のセットで借りる。）台数は、現行の1.45倍程度の台数と推計する。

## ■懸念点（関係団体意見より）

- ・作業員の人材確保が困難なため、賃金水準や給与以外の労働条件の改善（土日週休制の実施）が望まれる。
- ・車両と設備の増強により、車庫用地の確保が困難などのコスト増が見込まれる。
- ・戸別収集の全区一斉実施にあたっては、人材確保のほか、現在車両の納期が2年以上かかることを見込むと、5年程度の準備期間を設けた段階的実施が必要。
- ・稼働分のみ支払う現行契約では対応が困難で、契約形態の見直しが必要。
- ・直雇比率（直営職員と委託事業者との比率）の維持・改善を要望する。（事業者側の作業員付き（運転手・作業員付き車両）比率の増加が懸念される。）

## ⑤戸別収集に切り替える場合、雇上車両等が不足する懸念がある(2/2)

## ■課題 収集作業員の確保

多くの区が清掃職員の退職不補充を行っており、その分を再任用や会計年度任用職員で対応しているが、家庭ごみ有料化を実施すれば、確実に不足する。

## ■方策

家庭ごみの有料化を実施した場合、委託契約と同様、直営職員も1.45倍の人員が必要となる。

## ■懸念点

- ・人材確保の困難さの改善と段階的な採用の検討が必要。
- ・車両台数、駐車場用地、職場環境の改善等、ハード面の増強も必要。
- ・安定的な事業遂行のための体制確保について検討（清掃職員の退職不補充の見直しの可否）が必要。

## ⑥その他（収集方法の検討）

## ■課題

排出者の利便性を高めるとともに、排出マナーの向上が図れる、区民の協力が得られやすい収集方法を検討する必要がある。

## ■方策

- ・区民の排出負担軽減に加え、区民がごみ分別・減量に責任を持って取り組むことにより、ごみの排出マナー向上も期待できることから、戸別収集を検討する。
- ・区によって地域性や実績が異なるため、検討は各区で行うものとする。
- ・戸別収集を実施する区においては、円滑に移行するための普及啓発経費や飛散防止ネット（※）の購入費、説明会の実施経費等を見込む。

## ■懸念点

- ・秘匿性などの観点から戸別収集に対し反対する住民への対応。
- ・狭小路地がある地域などでは、収集効率の低下が見込まれる。
- ・戸別収集開始は課題が多く、段階的な実施が必要であり、当然、雇用契約にも影響する。（関係団体意見より）

（※）戸別収集への切替えにより、住民のごみ排出に対する意識が向上し、カラスなどによる被害や強風による飛散防止等の要望が多くなると推測されるほか、道路上にごみを出すことで、事故の発生も予測されるため、ネット配布を想定

## ⑥ その他 (区民への周知・啓発)

## ■ 課題

- ・住民説明会の実施には開催回数や参加人数などに限りがあり、参加しない住民もいるため、説明会だけで有料化を周知することは困難である。
- ・集合住宅では、他人の指定袋や共用のごみ箱に無断で投棄する、過度な詰め込み、分別の不徹底といった問題が懸念される。

## ■ 方策

- ・有料化に対する住民の理解や協力を得るには、説明会を開催し、目的や仕組みなどについて、分かりやすく説明を行うことが必要。  
ただし、ライフスタイルは様々であり、多様な形式やターゲット別アプローチによる説明会開催、多様な広報手段の活用等を組み合わせ、届けたい人に確実に内容伝達できる周知活動を展開する。
- ・転入者や外国人などへの排出ルール周知として多国語版も含めたごみ出しパンフの配布などさまざまな機会や媒体を捉えたPRを充実していく。
- ・マンション管理組合との連携を強化し、居住者をごみ減量の「協力者」として位置づけ、共に地域の環境を守るという意識を醸成する。

## ■ 懸念点

- ・住民説明会は開催回数や参加人数に限度があり、参加を希望しない(できない)住民もいるため、説明会の開催だけでは周知は困難。
- ・継続的に有料化による効果を維持させるためには、有料化の導入時だけでなく、有料化導入後も有料化による効果等に関する情報提供が必要。
- ・手数料収入の使途明確化が重要。

## ⑥ その他 (その他課題)

## ■ 課題

循環型社会形成推進交付金の満額交付には、R13年度以降に着工する清掃工場の竣工・稼働年度(R19年度)までに家庭ごみ処理の有料化を実施する必要がある。

なお、家庭ごみ有料化を行った場合の交付金額は、今後も環境省の交付金ルールが随時変わっていくことや、物価変動等が見込まれるため現時点で算出は困難である。

## ⑥ その他 (指定袋の作成)

## ■ 課題

処理手数料の徴収方法等について検討する。

## ■ 方策

- ・手数料の徴収方法として、処理手数料が上乗せされた指定有料袋によるものとし、排出量に応じた負担とすることで公平性を確保する従量制を採用する。
- ・指定有料ごみ袋の円滑な発注、配送及び保管を図るためシステムの開発を23区共同で行う。

## ■ 懸念点

- ・ごみ袋の印刷は、不法複製対策を施したうえで、23区共通とするか各区デザインとするか検討が必要。
- ・不適正排出を防止するため、透明袋でごみ種ごとに色分けを行う等仕様について検討が必要。
- ・処理手数料が低すぎるとごみの排出抑制に繋がらない可能性がある。
- ・手数料収入の使途明確化が重要である。
- ・すべての区において議会の承認が必須である。

## ⑥ その他 (その他経費の検討)

## ■ 課題

家庭ごみ有料化を円滑に行うための準備経費を見込む必要がある。

## ■ 方策

- ・新制度に関する疑問や不安に迅速に対応し、正確な情報提供による混乱防止を図るため、コールセンターを開設する。
- ・ごみ収集車両のDX化は、戸別収集における効率化とサービス品質向上に大きな可能性を見出すことが出来るため、全区での導入について引き続き検討を行うこととする。

## ■ 懸念点

- ・ごみ収集車両のDX化は、家庭ごみ有料化前に実施される場合もあるほか、導入にあたっては初期投資コストや運用体制の整備、データセキュリティの確保などの課題にも注意を払う必要がある。  
このことから、段階的な導入や効果検証を行いながら、地域の特性に合わせたカスタマイズを行うことが重要と捉える。

## 23区推計 ステップ1・2における年度別削減効果【総計】

令和7年8月7日

資料 3

### 前提：推計方法

#### ●区収集ごみ

##### ①ステップ1「23区のごみ量予測ベース推計」

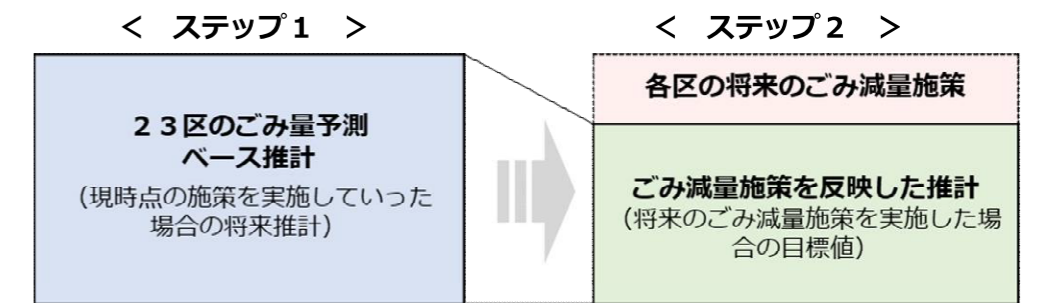
各区のごみ量実績を基に、区別推計を算出。結果を合算し23区のごみ量予測のベース推計を作成。

(H27年度からR5年度の間を開始した施策については、R5年度までの実績を基にR6年度以降の削減効果も推計している。(\*1))

##### ②ステップ2「ごみ減量施策を反映した推計」(本資料に記載の数値は「削減効果小」)

①の推計に、各区が将来実施可能なごみ減量施策の効果(\*2)を反映(事業分類別は次頁のとおり)

※検討イメージ(第1回検証委員会「資料3」1頁のイメージ図 再掲)



#### ●持込ごみ

##### ①ステップ1「23区のごみ量予測ベース推計」

経済成長率との相関関係があると考えられるため、経済成長率の傾向を用いて下位～上位の3パターンで推計を作成し、中位推計を採用(ステップ1の時点では経済成長率の傾向を用いているため、各区のごみ減量施策の推計を行っていない。(\*3))

##### ②ステップ2「ごみ減量施策を反映した推計」(本資料に記載の数値は「削減効果小」)

区収集ごみと同様に、①の推計に、各区が将来実施可能なごみ減量施策の効果(\*4)を反映(事業分類別は次頁のとおり)

#### ●区収集ごみ

単位：トン

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
ステップ1で推計した削減効果(*1)	24,257	24,337	24,365	24,412	24,433	24,471	24,517	24,536	24,544	24,536	24,552	24,572	24,544	24,530	24,513	24,500	24,474	24,456	24,402	24,384	24,348	24,328	24,239	24,161	24,069
ステップ2で推計した削減効果(*2) ※事業分類別は次頁のとおり	18,474	28,023	38,779	41,478	44,608	46,084	52,753	66,661	68,227	69,809	74,491	74,952	75,361	75,791	76,223	76,669	77,091	77,515	77,945	78,388	78,811	79,245	79,657	80,084	80,462
合計	42,732	52,360	63,144	65,890	69,041	70,555	77,270	91,197	92,771	94,344	99,043	99,524	99,906	100,321	100,737	101,168	101,565	101,971	102,347	102,772	103,158	103,574	103,896	104,244	104,531

#### ●持込ごみ

項目	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
ステップ1で推計した削減効果(*3)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ステップ2で推計した削減効果(*4) ※事業分類別は次頁のとおり	0	36	163	190	218	298	325	352	380	410	443	443	444	447	448	448	448	452	453	453	453	457	458	458	458
合計	0	36	163	190	218	298	325	352	380	410	443	443	444	447	448	448	448	452	453	453	453	457	458	458	458

23区推計 ステップ2「ごみ減量施策を反映した推計」(削減効果小) 事業分類・年度別削減効果

●区収集ごみ

単位:ト

事業分類	新規	拡充	主な施策	R6 【構成比率】		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30 【構成比率】
				推計	実績																								
生ごみ対策		○	・家庭用生ごみ処理機、コンポスト化容器などの購入費補助等	347 【1.9%】	355	394	441	463	485	503	508	513	530	547	562	564	567	575	583	591	595	599	606	614	620	625	631	637	644 【0.8%】
紙おむつの回収	○		・区民が排出する使用済紙おむつを回収し、資源化等	0 【0%】	0	0	0	0	0	73	73	1,092	1,092	1,092	1,092	1,218	1,218	1,218	1,362	1,362	1,362	1,362	1,505	1,505	1,505	1,648	1,648	1,648	1,648 【2.0%】
食品ロス削減	○	○	・リデュースクッキング(野菜の葉や皮などの有効活用)レシピの作成、公開、周知 ・周知啓発キャンペーン ・フードドライブの実施 ・食べきり協力店の協力店舗新規開拓、周知拡充 ・食ロス対策自販機(賞味期限が近づいた商品などで販売できなくなった商品を、通常よりも安価に販売する無人販売機)の導入等	196 【1.1%】	200	520	1,179	1,837	2,222	2,616	2,999	3,175	3,352	3,528	3,705	3,882	4,058	4,235	4,412	4,589	4,766	4,943	5,120	5,297	5,474	5,651	5,828	6,006	6,183 【7.7%】
不燃・粗大ごみの資源化	○	○	・不要となった自転車を回収し、国内外でリユース ・ガラス、陶磁器、衣装ケース・木製家具、布団等の資源化等	214 【1.2%】	120	209	211	212	888	889	890	7,970	7,857	7,746	7,638	7,532	7,429	7,328	7,229	7,133	7,038	6,947	6,857	6,768	6,682	6,597	6,514	6,432	6,353 【7.9%】
廃食用油の回収	○	○	・廃食用油の拠点回収、資源化の推進等	1 【0%】	1	1	3	4	4	4	5	5	5	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6 【0.007%】
プラスチックの回収	○	○	・容器・製品プラスチック、トレイの分別回収・資源化等	8,424 【45.6%】	8,551	16,964	25,419	26,682	27,977	28,217	33,750	34,910	36,048	37,198	38,349	38,611	38,686	38,773	38,978	39,078	39,156	39,232	39,426	39,515	39,582	39,778	39,832	39,898	39,943 【49.6%】
古紙・雑紙の回収	○	○	・拠点回収、資源化の推進(ミックスペーパー、紙バック、古本等) ・周知啓発キャンペーンの実施等	0 【0%】	186	27	196	367	538	709	880	4,083	4,254	4,425	4,597	4,728	4,859	4,990	5,121	5,252	5,383	5,514	5,645	5,776	5,907	6,038	6,169	6,300	6,431 【8.0%】
古着・古布回収	○	○	・古着・古布の拠点回収、資源化の推進等	71 【0.4%】	56	100	943	943	949	949	949	2,017	2,017	2,017	3,517	3,589	3,589	3,589	3,739	3,739	3,739	3,739	3,889	3,889	3,889	4,039	4,039	4,039	4,039 【5.0%】
環境教育・啓発		○	・環境学習(リサイクル講座・勉強会・イベント出店等)の充実・啓発方法の拡充・ポータルサイトの活用等	2,291 【12.4%】	1,232	2,824	3,356	3,890	4,416	4,945	5,472	5,619	5,746	5,873	6,000	5,798	5,925	6,052	5,768	5,895	6,022	6,149	5,867	5,994	6,121	5,839	5,966	6,093	6,191 【7.7%】
事業系一般廃棄物の減量		○	・事業者向け周知の強化(立入検査・実地指導時等における周知啓発等)等	0 【0%】	0	33	66	99	132	165	198	231	264	297	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330	330 【0.4%】
二次電池回収	○		・小型充電式電池の拠点回収、資源化の推進等	0 【0%】	483	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3 【0.003%】
その他	○	○	・発生抑制・分別・資源化の徹底 ・資源循環、環境を重視している事業者との協定締結 ・落ち葉、剪定枝の資源化等	6,930 【37.5%】	3,238	6,947	6,963	6,979	6,995	7,011	7,028	7,044	7,060	7,077	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693	8,693 【10.8%】
合計				18,474	14,422	28,023	38,779	41,478	44,608	46,084	52,753	66,661	68,227	69,809	74,491	74,952	75,361	75,791	76,223	76,669	77,091	77,515	77,945	78,388	78,811	79,245	79,657	80,084	80,462

●持込ごみ

単位:ト

事業分類	新規	拡充	主な施策	R6 【構成比率】		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30
				推計	実績																								
食品ロス削減	○	○	・食べきり協力店の協力店舗新規開拓、周知拡充 ・食ロス対策自販機の導入 ・AIシステム導入推奨	0	0	0	1	1	1	10	11	11	12	12	12	12	13	13	13	14	14	14	15	15	15	15	16	16	17
環境教育・啓発	○	○	・事業者向け周知の強化(立入検査・実地指導時等における周知啓発等) ・雑がみリサイクル啓発チラシ作成及び配布	0	0	31	58	85	112	142	169	196	223	254	286	286	286	289	289	289	289	293	293	293	293	297	297	297	297
事業系一般廃棄物の減量	○	○	・「事業用大規模建築物における再利用計画書」の提出オンライン化 ・オフィスリサイクルの拡充 ・廃棄物処理業者と連携した一般廃棄物リサイクルの推進	0	0	5	105	105	105	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145	145
合計				0	0	36	163	190	218	298	325	352	380	410	443	443	444	447	448	448	448	452	453	453	453	457	458	458	

事業分類	主な施策	削減効果	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30		
不燃・粗大ごみの資源化	・不要となった自転車を回収し、国内外でリユース ・ガラス、陶磁器、衣装ケース・木製家具、布団等の資源化等	総量(再掲)	214	209	211	212	888	889	890	7,970	7,857	7,746	7,638	7,532	7,429	7,328	7,229	7,133	7,038	6,947	6,857	6,768	6,682	6,597	6,514	6,432	6,353		
		うち、削減効果の大きい施策																											
		木製家具の資源化【1区】	-	-	-	-	-	-	-	-	1,379	1,381	1,382	1,383	1,384	1,385	1,386	1,388	1,389	1,391	1,392	1,394	1,396	1,397	1,399	1,400	1,402	1,403	
		不燃・粗大ごみ資源化拡充【1区】	-	-	-	-	-	-	-	-	5,795	5,679	5,565	5,454	5,345	5,238	5,133	5,030	4,930	4,831	4,735	4,640	4,547	4,456	4,367	4,280	4,194	4,110	
		小計	-	-	-	-	-	-	-	7,174	7,060	6,947	6,837	6,729	6,623	6,519	6,418	6,319	6,222	6,127	6,034	5,943	5,853	5,766	5,680	5,596	5,513		
プラスチックの回収	・容器・製品プラスチック、トレイの分別回収・資源化等	総量(再掲)	8,424	16,964	25,419	26,682	27,977	28,217	33,750	34,910	36,048	37,198	38,349	38,611	38,686	38,773	38,978	39,078	39,156	39,232	39,426	39,515	39,582	39,778	39,832	39,898	39,943		
		うち、容器包装・製品プラ一括回収を開始する区の開始年度における削減効果(区内は区数)	6,243【2区】	8,654*1【3区】	8,412【2区】	-	-	-	-	5,291【1区】	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

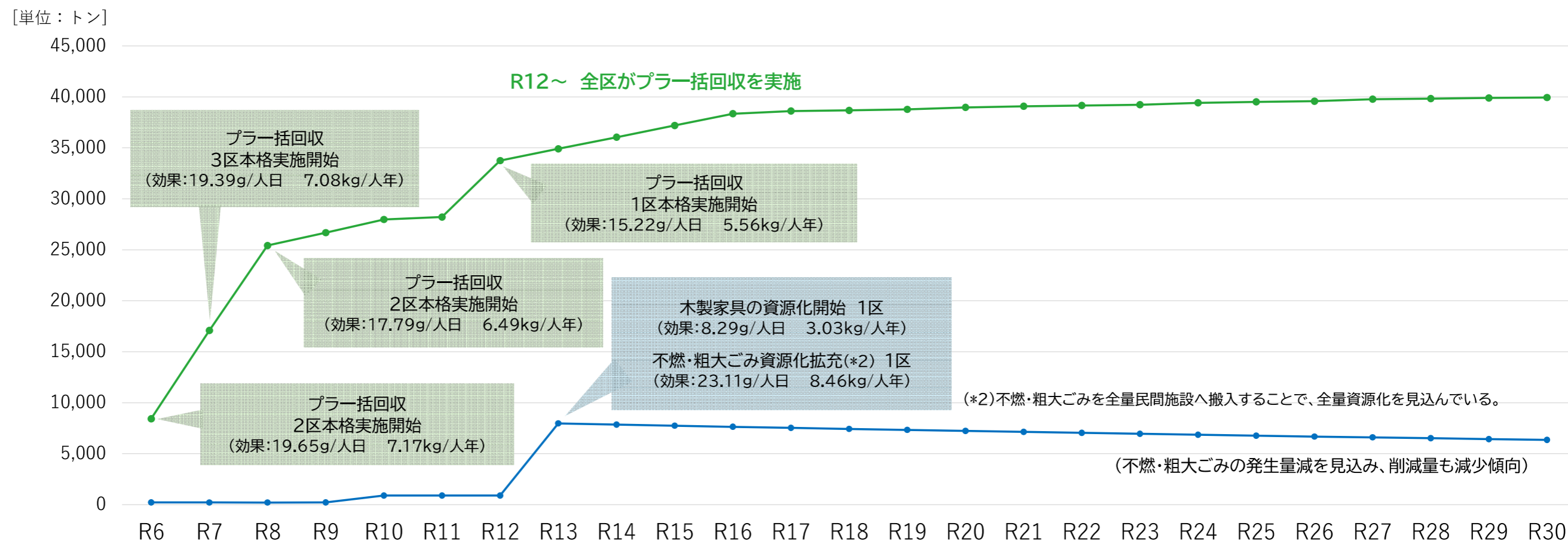
(\*1)うち2区は、従来から一部地域で実施していたため、従来のまま推移した場合の推計(1,829トン)も上乗せしている。

【以下グラフ・吹き出しの説明】

折れ線グラフ：グラフの数値は上記の表における総量である。

吹き出し：不燃・粗大ごみの資源化…削減効果の数値が大きい「木製家具の資源化」と「不燃・粗大ごみ資源化拡充」について、それぞれ実施区の人口で割り返し、1人1日あたりの削減量を算出し、記載。

プラスチックの回収…指標を統一するため、プラ一括回収(容器包装プラ・製品プラ)を当該年度に開始する区のみを記載し、当該区の人口で割り返し1人1日あたりの削減量を算出し、記載。



## 各区のごみ量について

2025年7月28日 松藤作成

### 1. 事業所数との相関

図1は、事業所数と区収集ごみ、事業系ごみ（持ち込み）の関係。

区の規模を補正するため人口千人あたりとした。

データは第4回会議の資料1（行政収集量と持込量）

区収集ごみは可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみの合計

左の図は、第5回提出資料の図3(a)の縦軸と横軸を入れ替え、単位をt/年としたもの

(b)のように、事業所数と持込量の間には、明らかな直線関係がある。

図1(b)の傾きは1.5トン/事業所・年（排出原単位）

(a)の直線の傾きは0.1t/事業所・年

家庭系ごみ 180t/千人・年=0.18t/人年のおよそ1/2

つまりG区・A区・W区・F区・V区における区収集への事業系排出は、0.5人分にあたる。

図2は、事業所数と事業系ごみ量の相関（人口規模補正なし）

実数なので、人口当たりとはプロットの位置が違う。W区、F区、T区、K区の割合が大きくなる。

### 2. ごみ減量の経年変化

各区の処理計画には減量化目標が示されているが、

- 計画の開始年度、基準年度が国よりばらばら
- 図1(a)のように事業系が多い場合は、そうでない場合と比較できない
- 区収集ごみ量より、家庭系の割合を仮定し、家庭系ごみの目標としている区がある（A区、M区など）。G区は有料袋販売量より推計。
- 目標の根拠（施策との関係）が明確でない。

収集量の経年変化（実績）が、どれだけごみが減ったかの確実なデータとなる。

清掃事業年報より、令和5年、平成30年、平成26年の収集量を比較する。（ホームページには平成26年以降しか掲載がなかった）

図3は、平成26年、30年、令和5年の順にごみ量が減ったことを表している。色分けのバーは上から平成26年→30年、平成30年→令和5年の減少量、令和5年時点のごみ量を表す。

横軸名称の★は、図1(a)で事業系ごみの排出割合が多いと思われる区を表す。

図4は、平成26年と令和5年の比較

区名称を記載したのは、事業系ごみ割合が多い区

一点鎖線は減少量を50グラムごとに示した。

図より、事業系ごみの少ない区での減少量は50~100g/人日

100以上の減量は、H区とU区

事業系割合が多い区は、減少量が150~200g/人日と大きい。

図4下は、図4の左下の拡大図

J区、B区は減少量が小さいが、平成26年時点ですでにごみ量が少ない（減量化が進んでいたと考えられる）

事業系ごみの割合が大きい（図1(a) G区、W区、A区は、減量率が大きい。区収集に排出される事業系ごみの割合が減少したと考えられる。

図4参考は、平成26年→30年（横軸）、平成30年→令和5年（縦軸）の減少量

事業系割合小の中では、H区の平成30年→令和5年の減少量が大きい

以上図3～図4は一人当たりだが、人口が変化している。

図5は平成26年→令和5年の、収集量減少率と人口増加率。

G区、W区、A区は人口増加率が大きく、ごみ量としての減少率は低い。

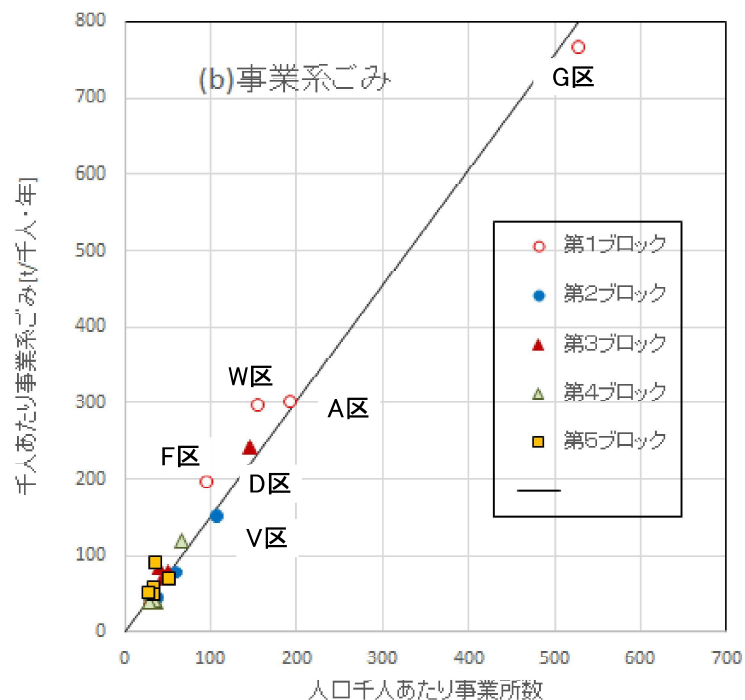
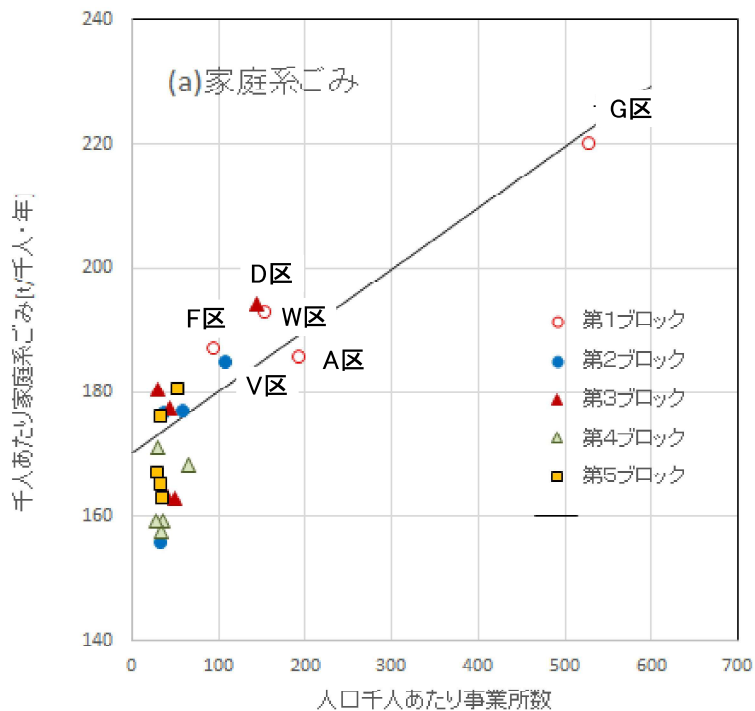


図1 事業所数とごみ量の関係

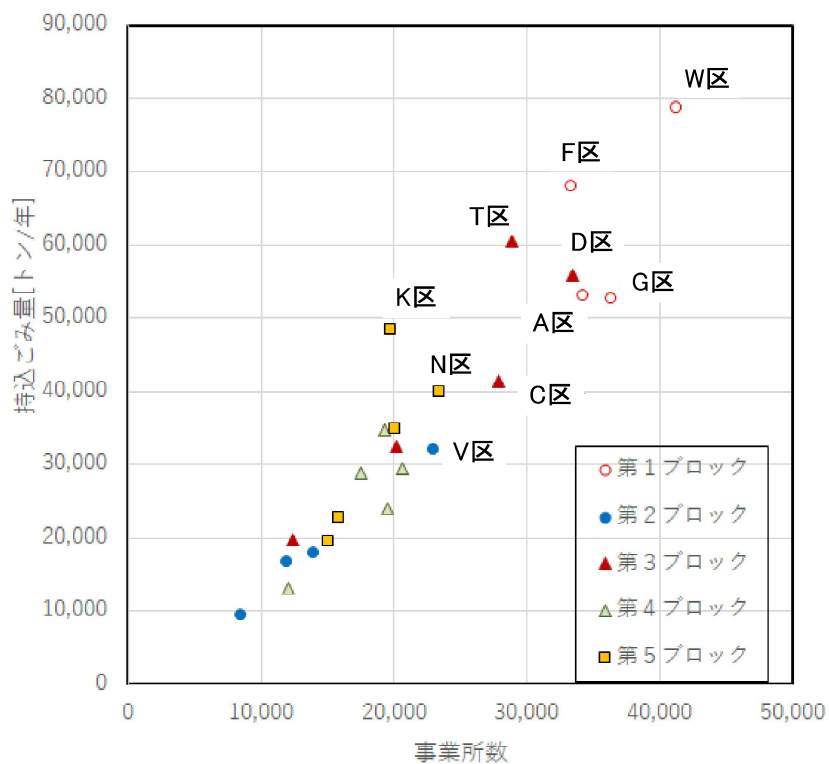


図2 事業所数とごみ量（実績値）の関係

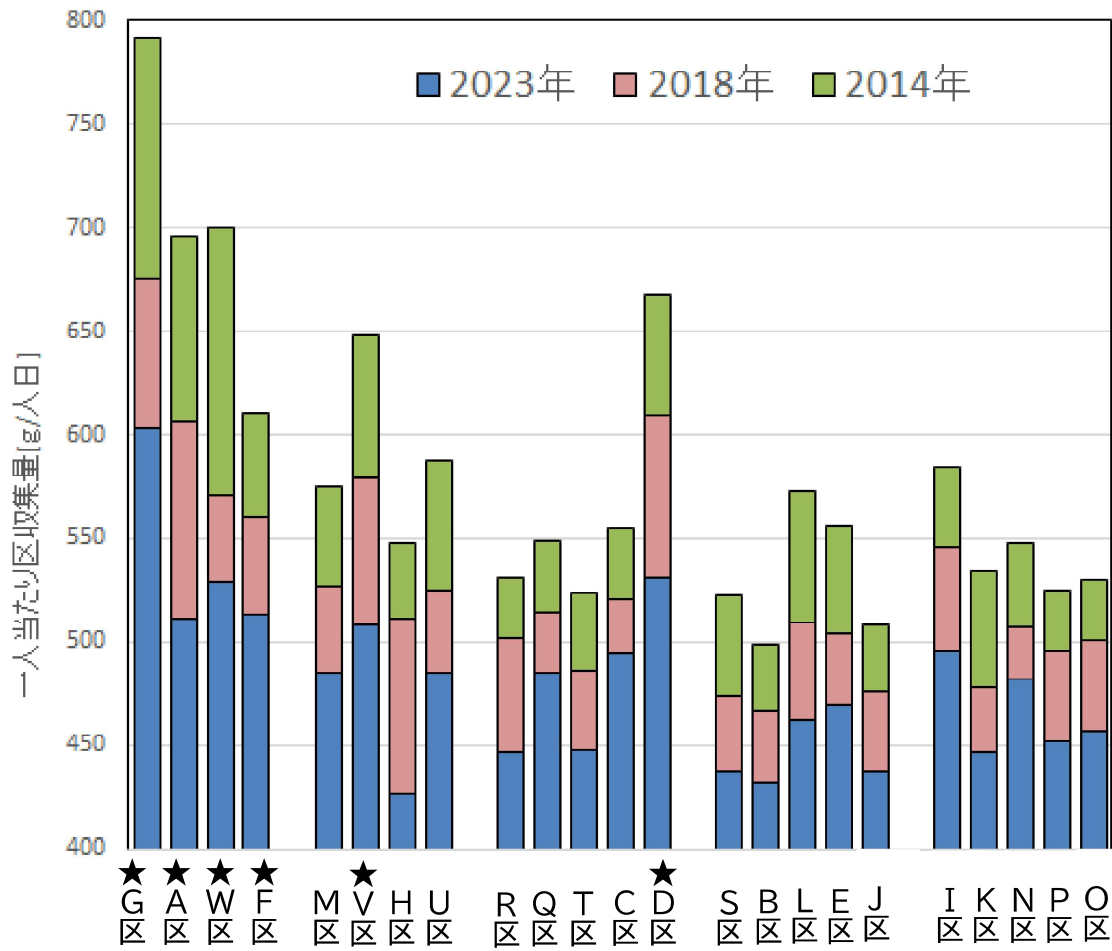


図3 平成26年、30年、令和5年の一人一日当たりごみ量の変化

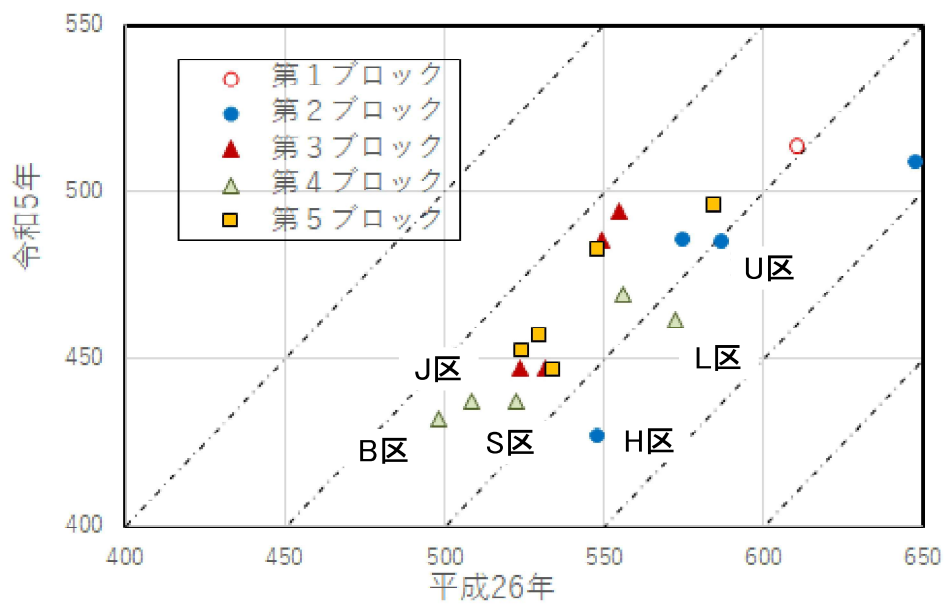
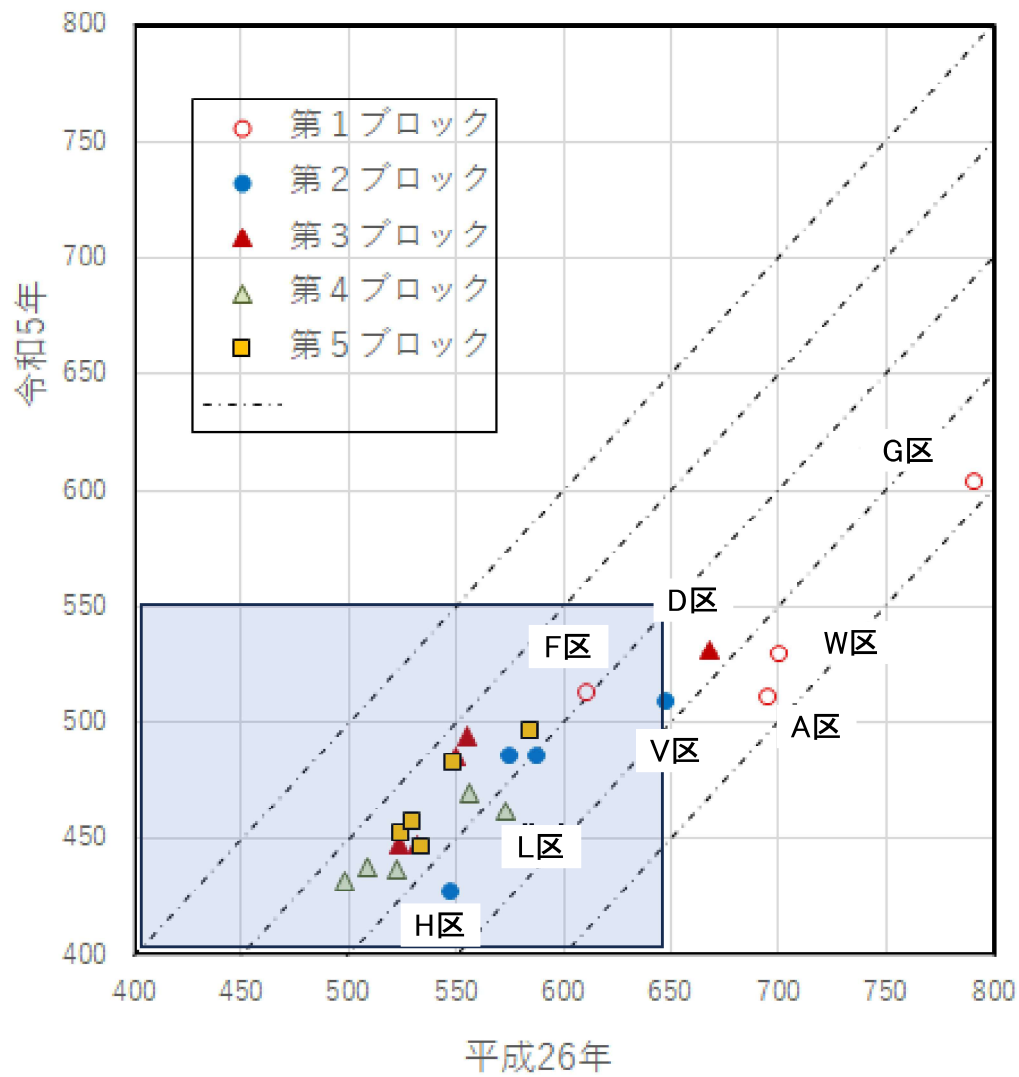


図4 平成26年と令和5年の一人一日当たりごみ量の変化

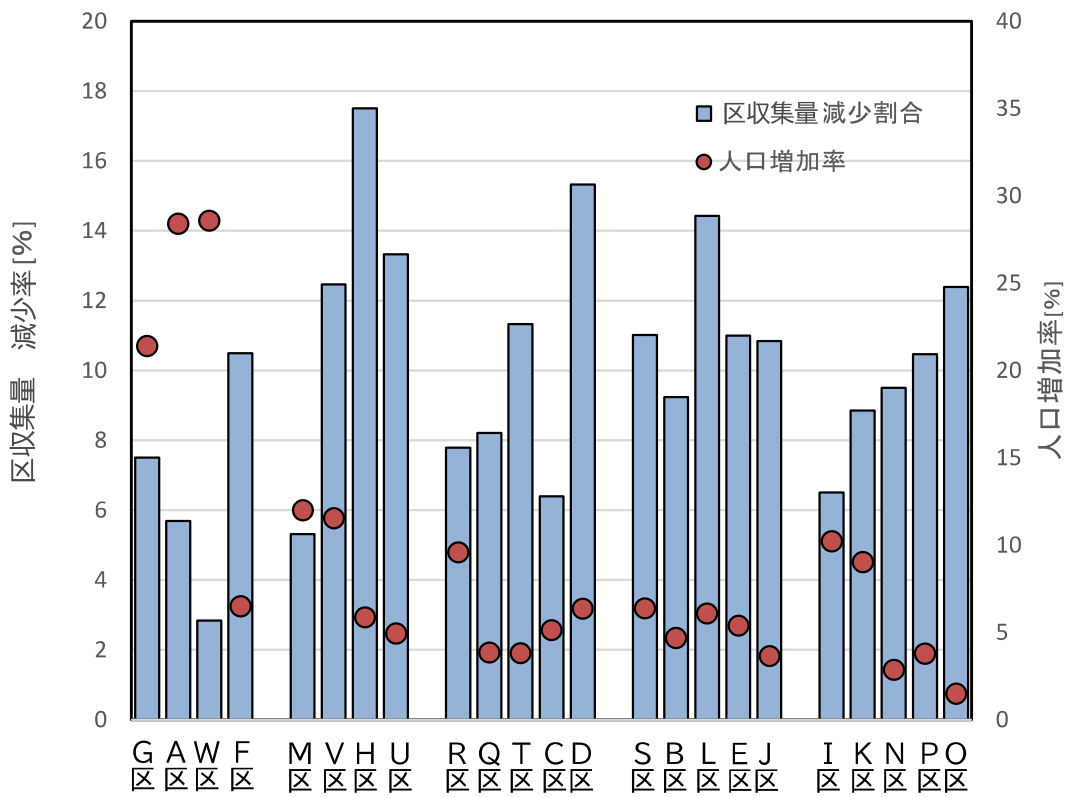
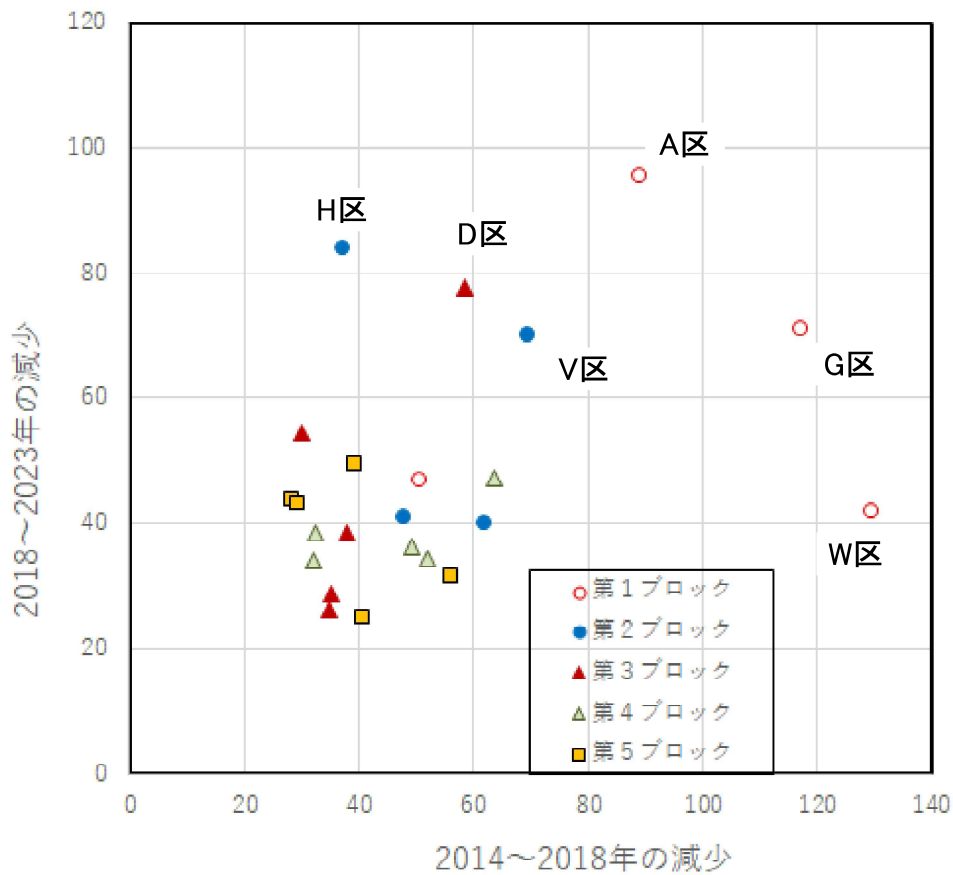


図5 区収集量減少率と人口増加率（平成26年基準の令和5年）



(図4の参考) 平成26年→平成30年、平成30年→令和5年の減少量